

～毎月10日は人権を考える日～

「子どもの人権を守る」

日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

参照:「ユニセフ」のホームページより
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

この条約には、4つの原則があります。

「命を守られ成長できること」

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

「子どもにとって最もよいこと」

子どもにすることが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

「意見を表明し参加できること」

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

「差別のないこと」

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

大人と同じように、子どもは個性豊かです。親や大人にとっては、子どもは見ていて心配な行動をするように見えるかもしれません。しかし、彼らなりの考えを持っているのではないのでしょうか。動きの止まらない子は、そうしながら自分なりのペースをつかもうとしているのかもしれません。人前で話そうとしない子は、じっと自分なりの考えを創造しているのかもしれません。しつこくまとわりついてくる子は、何かを訴えているのかもしれません。

そういうことが考えられる大人になりたいです。かつて、法隆寺の宮大工の棟梁をされていた西岡常一という方が、「お寺を建てるには、木を山ごと買って、東にある木は東の柱に使い、西にある木は西の柱に使い、南にある木は南の柱に使い、北にある木は北の柱に使う。木の特徴を掴んで使うことが大事。それと同じように、職人もそれぞれの個性がある。槍鉋を使えば素晴らしい木の滑らかさを出す職人、金槌で木の硬さや釘の曲がり具合まで見抜いて打ち込む職人等々。その個性をうまく生かし組み合わせていくのが、棟梁の仕事だ。」とおっしゃっていたのをテレビで見たことがあります。

いろいろな子どもに、その子に応じた接し方を考えその個性を伸ばしていくことが親や大人の務めではないかと思えます。そうすることで、子どもの未来が開けていくことがあるかもしれません。

未来を担う子どもを、大きくたくましくやさしく育てていきたいものです。

